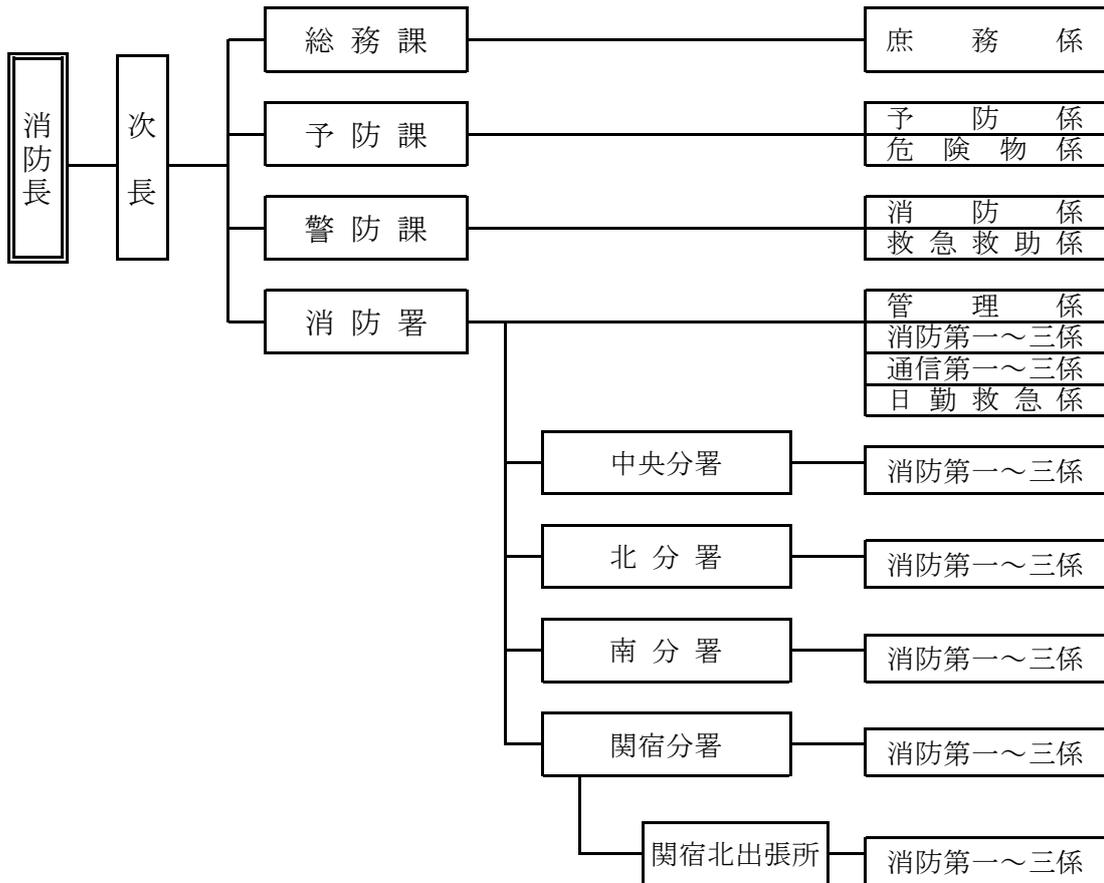


総務



1 消防本部組織図



2 消防職員の配置

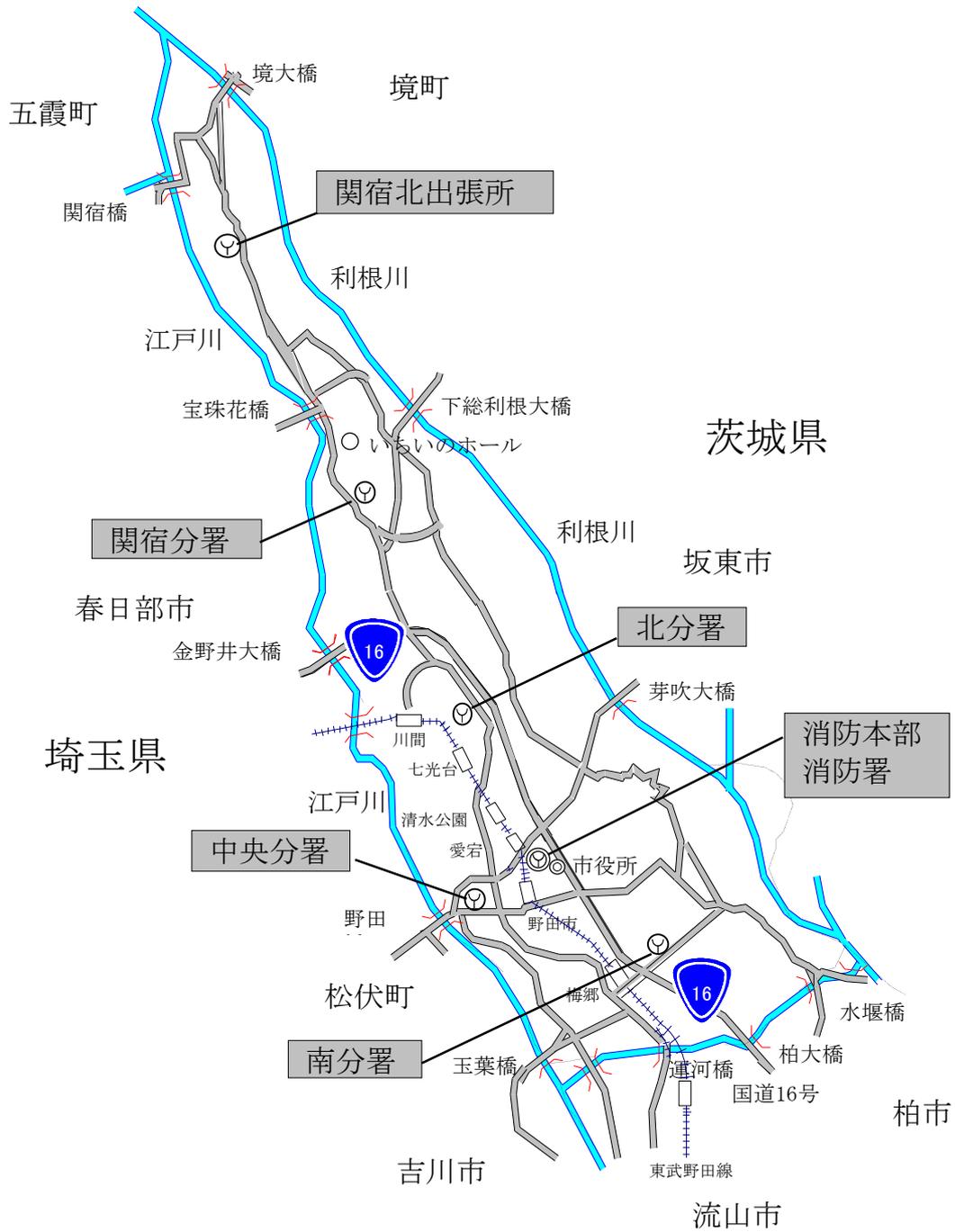
(令和6年4月1日現在)

階級 所属		消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	その他の職員	計
		本部	消防長	1						
次長			(1)							(1)
総務課			3	4	4			1		12
予防課			2	3	2	1		4	1	13
警防課			2	2	1			2		7
小計	1		7	9	7	1		7	1	33
消防署	消防署		2	10	8	7	2	25		54
	中央分署		1	4	2	3	1	11		22
	北分署		1	3	3	3	1	11		22
	南分署		1	3	4	3	1	10		22
	関宿分署		1	3	7	4	2	17		34
	関宿北出張所			4		3		3		10
小計		6	27	24	23	7	77		164	
合計		1	13	36	31	24	7	84	1	197

※ 次長は総務課長兼務、その他の職員は、再任用職員

条例定数198名

3 署所配置図



4 消防本部及び署所の施設概要

消防本部・消防署



所在地	野田市宮崎126-2
敷地面積	2,327.00m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上3階
延床面積	994.09m ²
竣工年月	昭和45年6月

中央分署



所在地	野田市中野台172
敷地面積	501.43m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上2階
延床面積	325.60m ²
竣工年月	昭和46年4月

北分署



所在地	野田市船形1550-2
敷地面積	1,178.17m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上2階
延床面積	424.74m ²
竣工年月	昭和56年3月

南分署



所在地	野田市二ツ塚139-91
敷地面積	1,358.52m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上1階
延床面積	351.68m ²
竣工年月	昭和60年3月

関宿分署



所在地	野田市東宝珠花435-1
敷地面積	3,616.11m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上2階
延床面積	1,276.20m ²
竣工年月	平成3年3月

関宿北出張所



所在地	野田市西高野451-4
敷地面積	600.00m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上1階
延床面積	244.37m ²
竣工年月	平成16年7月

5 野田市の面積・人口・世帯数

(令和6年4月1日現在)

人口	世帯数	面積
153,656	72,456	103.55km ²

6 消防力と地勢の比較

(令和6年4月1日現在)

消防吏員1人当たり			消防団員1人当たり			消防ポンプ自動車1台当たり		
(実員197人)			(実員528人)			(現有10台)		
人口	世帯数	面積(k㎡)	人口	世帯数	面積(k㎡)	人口	世帯数	面積(k㎡)
780	368	0.53	291	137	0.20	15,366	7,246	10.36

7 予算の推移 (過去5年間)

(各年4月1日現在 単位：千円)

年度	一般会計 当初予算 A	消防予算 当初予算 B	構成比 B/A	消防予算内訳					市民1人当たり 消防予算 (円)
				常備 消防費	非常備 消防費	消防 施設費	水防費	災害 対策費	
R2	51,566,000	1,803,365	3.5%	1,525,118	111,627	121,379	2,349	42,892	11,685
R3	50,972,000	1,789,933	3.5%	1,545,853	86,720	112,346	1,123	43,891	11,612
R4	53,171,000	1,954,668	3.7%	1,545,632	76,683	278,525	829	52,999	12,805
R5	52,275,000	1,861,067	3.6%	1,561,276	75,673	161,676	805	61,637	12,116
R6	53,565,000	1,938,560	3.6%	1,519,076	83,184	267,147	9,544	59,609	12,616

8 消防職員の勤続年数

(令和6年4月1日現在)

階級 勤続年数	消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	その他の職員	計
5年未満	1	2					59		62
5年以上10年未満				1		2	24		27
10年以上15年未満					20	5	1		26
15年以上20年未満				8	4				12
20年以上25年未満				20					20
25年以上30年未満			7	1					8
30年以上		11	29	1				1	42
合計	1	13	36	31	24	7	84	1	197

9 消防職員の年齢

(令和6年4月1日現在)

階級 年齢	消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	その他の職員	計
20歳未満							9		9
20歳以上25歳未満							49		49
25歳以上30歳未満					2	7	26		35
30歳以上35歳未満					21				21
35歳以上40歳未満				9	1				10
40歳以上45歳未満				16					16
45歳以上50歳未満			4	5					9
50歳以上55歳未満		1	22						23
55歳以上	1	12	10	1				1	25
合計	1	13	36	31	24	7	84	1	197

10 委託教養

区分		年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
消防 大学 校	新任消防長・学校長科						1
	幹部科	1					
	警防科						
	救急科	1					
	救助科					1	
	危険物科						
	火災調査科						
	消防団活性化推進コース	1					
	自主防災組織育成短期コース	1					
	査察業務マネジメントコース	1					
救急救命士(養成)東京研修所		2	2	2	2	2	2
救急救命士(薬剤投与)九州研修所							
救急救命士(指導救命士)九州研修所		1					1
救急救命士(処置拡大追加講習)東京研修所							
千葉 県 消 防 学 校	初任科	6	13	12	11	10	
	危険物科	1			1	1	
	予防査察科(予防課程含む)	1	2	1	1	1	
	火災調査科	1	1	1	1	1	
	救助科	2	1	1	2	2	
	訓練指導科		2	2	2	4	
	特殊災害科	2	1	1	1	1	
	救急科	6	12	13	11	12	
	救急救命士処置範囲拡大 2行為追加講習						
	上級幹部科						
	中級幹部科	1					
	幹部特別研修科						
	はしご自動車等講習会	2	1	1	1	1	
	水難救助科	1	2	1	1	1	
	一般救命士再教育						
	薬剤投与認定救命士再教育	1					
	救急隊長再教育	1					
	女性活躍推進研修						3
	航空特別応援研修						2
合計(人)		33	37	35	35	43	

1 1 免許・資格保有状況

(令和6年12月31日現在)

種 別		消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	合計	
運 転 免 許	普通自動車	1種 (3.5 t)						49	49	
	準中型自動車	1種 (5 t)						3	3	
		1種 (7.5 t)						1	1	
	中型自動車	1種 (8 t)	1	4		1			6	
		1種 (11 t)		4	2				6	
	大型自動車	(11 t以上)		5	31	30	27	7	29	129
	大特	1種			4	1			1	6
		2種			3					3
	けん引自動車				2		1			3
	小型船舶	1級								
2級			4	14	14	7	4	2	45	
2級 (湖川)			1	1	1				3	
特殊				2	1	2		4	9	
危 険 物 者	甲種				1				1	
	乙種	1類			1	1	2			4
		2類			1		2		2	5
		3類			2	1	2		7	12
		4類		2	3	25	24	7	29	90
		5類			2	1	1		2	6
		6類			2		1		2	5
丙種		3	12	1	1			17		
消 防 設 備	甲種	特類								
		1類			1	1			2	
		2類			1	1			2	
		3類			1	1			2	
		4類			2	1			3	
	乙種	1類								
		2類								
		3類								
		4類			2	4				6
		5類								
		6類			3	1			2	6
	点検資格者	第1種								
		第2種								
予 防 技 術 者	危険物			1	2			1	4	
	消防用設備等		1	1		1		2	5	
	防火査察		2	6	7	5		5	25	
救 急 関 係	指導救命士		1	3	4				8	
	救命士		2	8	16	15	1	10	52	
	救急隊員資格 標準(Ⅱ課程含む)		5	30	27	25	7	53	147	
	応急手当指導員		7	22	17	23	4	49	122	
	日赤水上安全救助員							1	1	
	JPTEC	プロバイダー			1	2	9	4	41	57
		プレインストラクター				1	2			3
		インストラクター			5	4	2		1	12
	ICLSインストラクター			6	4	1			11	
MCLSインストラクター			4					4		
労 働 安 全 法	衛生工学衛生管理者									
	第1種衛生管理者				3	1			4	
	ガス溶接		2	2	1				5	
	アーク溶接		1	3	1				5	
	酸欠危険作業主任者		2	12	14	7	5	1	41	
	特定化学物質等作業主任者			10	3				13	
	足場作業主任者		1		1			1	3	
	玉掛技能		2	13	13	10	5	1	44	
小型移動式クレーン		2	13	13	9	6	1	44		
陸 上 無 線	1級				2				2	
	2級		10	9		1		2	22	
	3級		1	27	28	26	7	67	156	
そ の 他	潜水士			5	11	8	3	4	31	
	毒劇物取扱責任者		2						2	
	高圧ガス製造保安責任者		1	1					2	

1 2 消防本部(署) 事務分掌

総務課

(庶務係)

- (1) 組織、制度及び基本施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 規程等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 文書の収受、発送及び保存に関すること。
- (5) 予算及び決算に関すること。
- (6) 国及び県の支出金に関すること。
- (7) 職員及び団員の任免等人事に関すること。
- (8) 職員及び団員の福利厚生及び給貸与品に関すること。
- (9) 職員、団員等の表彰に関すること。
- (10) 職員の研修に関すること。
- (11) 職員、団員等の公務災害補償に関すること。
- (12) 消防団協力事業所表示制度に関すること。
- (13) 学生消防団活動認証制度に関すること
- (14) 野田市消防委員会、消防長会等に関すること。
- (15) 庁用財産の維持管理、物品の購入及び保管並びに出納に関すること。
- (16) 公用自動車等の事故に関すること。
- (17) 職員の給与及び団員の報酬等に関すること。
- (18) 他課署の所管に属さないこと。

予防課

(予防係)

- (1) 災害予防計画に関すること。
- (2) 水火災予防思想の普及、啓発及び指導に関すること。
- (3) 建築確認等の同意に関すること。
- (4) 消防用設備等の設置指導及び検査に関すること。
- (5) 予防査察に関すること。
- (6) 屋外における火災予防措置等に関すること。
- (7) 防火対象物の使用開始に関すること。
- (8) 防火管理者等の講習及び指導育成に関すること。
- (9) 野田市火災予防条例（昭和37年野田市条例第3号）に基づく届出に関すること。
- (10) 火災の統計に関すること。
- (11) 音楽隊に関すること。
- (12) その他予防に関すること。
- (13) 課の庶務に関すること。

(危険物係)

- (1) 危険物及び少量危険物に関すること。
- (2) 危険物製造所等の火災の予防及び施設の維持管理等の指導に関すること。
- (3) 高圧ガスに関すること。

- (4) 火災の原因及び損害額の調査に関する事。
- (5) 罹災証明に関する事。
- (6) 消防防災協会の指導育成に関する事。
- (7) その他危険物取扱者の指導育成に関する事。

警 防 課

(消 防 係)

- (1) 消防計画に関する事。
- (2) 消防団の運営及び管理に関する事。
- (3) 消防水利に関する事。
- (4) 消防相互応援協定に関する事。
- (5) 消防施設及び装備の整備計画及び維持管理に関する事。
- (6) 消防機器の設計に関する事。
- (7) 消防統計に関する事。
- (8) 団員の研修及び教養訓練に関する事。
- (9) 消防儀式に関する事。
- (10) 開発行為の事前協議に関する事。
- (11) その他警防に関する事。
- (12) 課の庶務に関する事。

(救急救助係)

- (1) 救急救助業務の計画及び訓練指導に関する事。
- (2) 救急救助機器及び資器材の整備計画及び維持管理に関する事。
- (3) 救急救助機器の設計に関する事。
- (4) 救急医療機関等に関する事。
- (5) 救急救助の統計に関する事。
- (6) その他救急救助に関する事。

消 防 署

(管 理 係)

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の收受及び保存に関する事。
- (3) 署員の勤務配置に関する事。
- (4) 職員の教養訓練及び福利厚生に関する事。
- (5) 庁舎及び物品の管理に関する事。
- (6) 火災予防上の届出及び調査指導に関する事。
- (7) 消防記録に関する事。
- (8) 音楽隊に関する事。
- (9) 消防署の庶務に関する事。
- (10) その他、他の係に属しない事。

(消防第一係、消防第二係、消防第三係)

- (1) 水火災の警戒及び鎮圧に関する事。
- (2) 救急救助業務に関する事。
- (3) 消防機械器具の維持管理に関する事。
- (4) 地理、水利の調査に関する事。
- (5) 予防査察に関する事。
- (6) 火災原因及び損害額の調査に関する事。
- (7) 消防訓練の指導に関する事。
- (8) 自主防災組織の指導育成に関する事。

(通信第一係、通信第二係、通信第三係)

- (1) 火災、救急救助及びその他災害の通報に係る受理に関する事。
- (2) ちば北西部消防指令センターとの連絡調整に関する事。
- (3) 火災、救急救助及びその他災害出動に係る通信の統制に関する事。
- (4) 火災、救急救助及びその他災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (5) 消防無線に関する事。
- (6) 防災行政無線に関する事。
- (7) 通信施設設備の維持管理に関する事。
- (8) 気象情報の収集及び伝達に関する事。
- (9) その他消防通信に関する事。

(日勤救急係)

日勤救急業務に関する事。

分 署 ・ 出 張 所

(消防第一係、消防第二係、消防第三係)

- (1) 水火災の警戒及び鎮圧に関する事。
- (2) 救急救助業務に関する事。
- (3) 消防無線に関する事。
- (4) 通信施設設備の維持管理に関する事。
- (5) 消防機械器具の維持管理に関する事。
- (6) 災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (7) 地理、水利の調査に関する事。
- (8) 予防査察に関する事。
- (9) 火災原因及び損害額の調査に関する事。
- (10) 消防訓練の指導に関する事。
- (11) 自主防災組織の指導育成に関する事。
- (12) 分署の庶務に関する事。